

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(マーケット・リスク)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第283条 第1項第2号ニ（一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）	定量的基準について「オプション取引のリスクについては、各リスク・カテゴリー内で計測すること」との記載があるが、当該記述はオプションについてリスク・カテゴリー間の相殺を認めない趣旨と誤解を生じさせかねないため、「オプション取引のリスクについては、各リスク・カテゴリー内のリスクを正確に把握すること」に変更すべきである。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
2	第285条 第3項 (乗数)	バックテストにおいて超過回数が5回以上となった場合、規制素案では「金融庁長官に報告する」とされているが、これまでの経験則では、超過は市場の特殊要因による場合が多く、都度報告を行う必要性は低いと考えられる。また、バックテストの結果がイエローゾーン（5回～9回）の場合、乗数加算の措置が採られており、内部モデルに問題がある否かの検証・判断は各行の裁量で十分と思われる。従って、現行告示通り「原因分析書類を作成・保存」する取扱いとすべきである。	超過回数が10回以上となった場合、金融庁長官が承認取消しの適否を判断することになりますが、適切な判断を行うためには、超過回数が10回に至る前の段階で、適時に状況を把握することが必要になります。このため、規制素案を維持することとします。なお、現行の証券会社の自己資本規制においては、今回の規制素案と同様の内容になっています。
3	第292条 (クレジット・デリバティブのポジションの相殺)等	クレジット・デリバティブの取扱いに関しては、監督当局と民間金融機関との間でコンセンサスを作り上げる必要があり、早急に意見交換を行う場を設定していただきたい。	頂戴した御意見に対する当方の見解は今回お示ししたとおりですが、今後とも金融機関等の御意見を伺いながら、実務の進展を踏まえた検討を進めてゆきたいと考えています。

4	第293条 (注2) (金利リスク・カテゴリーの個別リスク)	「優良債」の定義の後段に挙げられている条件1・2は、第79条第3項第1号口の(注2)の1.および2.と同様の表現に揃えるべきではないか。	今回、マーケットリスク規制については必要最小限の修正だけが行われており、御指摘の箇所については、基本的に現行と変更しないこととされていますので、規制素案の内容を維持することとします。
5	附則第6条(適用日前から内部モデル方式を採用している銀行のみなし承認規定)	マーケット・リスクで既に内部モデル方式を使用している金融機関については、原則として、改めて申請書類を提出することは不要とし、内部モデルの修正が発生した場合のみ申請書類を提出する扱いとすべきである。	現在内部モデル方式を使用している金融機関はみなし承認が行われますので、承認申請自体は不要となりますが、附則により、同等の書類の届出を行うこととなります。これは、新規制施行に先立って各行における内部モデルの運用状況を改めて確認するためのものです。
6	第292条(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)	個別リスクを相殺する条件を以下の通り変更するよう要望する。 ①マチュリティ・ミスマッチ：30日以内のミスマッチは100%相殺を許容、30日超1年未満のミスマッチは80%の相殺とする。 ②通貨ミスマッチ：相違が存在する場合でも80%の相殺を認めるべき。 ③決済方法の相違：フィジカル・セトルとキャッシュ・セトルの組合せであれば、100%相殺を許容し、バイナリー型と、フィジカル又はキャッシュの組合せの場合は、80%相殺とする。	今回の告示改正は、バーゼルⅡを踏まえたものであり、国際的に整合的な形で保守性を担保する観点から規制素案を維持したいと考えています。
7	第292条(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)	第138条の規定(複数の信用リスク削減手法を用いている場合の取扱い)がトレーディング勘定においても実質的に適用されるということを確認したい。	標準的手法採用行の場合、カウンター・パーティ・リスクについては、トレーディング勘定においても同条の規定が適用されます。

8	第292条 (クレジット・デリバティブのポジションの相殺)	ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ (FTD) 等について同一商品のロング・ポジションおよびショート・ポジションを有する場合には、第292条第5号の規定 (FTDによるヘッジの扱い) に拘らず、ポジションの相殺が認められる旨を明記してほしい。	規制素案第292条に定める相殺規定は一般原則であり、その適用は必ずしもシングル・ネーム・クレジット・デリバティブに限られるものではないと考えています。しかし、クレジット・デリバティブには様々な商品設計が考えられますので、解釈上の問題がある場合には、必要に応じ、具体的な運用方法についてお示しすることも検討します。
---	----------------------------------	---	--